

自己負担額が軽減されます 高額医療・高額介護合算療養費制度

年単位で「医療保険」と「介護保険」の両方に自己負担があり、その世帯合計が限度額を超えた場合、申請すると、その限度額を超えた金額が支給されます。対象者は、忘れずに手続きをしてください。

問い合わせ先

- 国保年金課高齢者医療年金班 ☎(93) 4085
- 国保年金課国保班 ☎(93) 4083
- 高齢者福祉課介護保険班 ☎(93) 4980

■対象 次の算定期間内に、医療保険と介護保険の自己負担の合算額が、負担限度額(左表を参照)を超えた人

算定期間

- 平成27年8月1日～平成28年7月31日
- 平成26年8月1日～平成27年7月31日

世帯の年間での自己負担限度額

所得区分 (基礎控除後の総所得金額など)	被用者保険または国保+介護保険 70歳未満
901万円超	212万円
600万円超～901万円以下	141万円
210万円超～600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
住民税非課税世帯	34万円

所得区分 (基礎控除後の総所得金額など)	被用者保険または 国保+介護保険 70歳～74歳	後期高齢者医療保険 +介護保険 75歳以上
	現役並み所得者	67万円
一般	56万円	
低所得者Ⅱ(※1)	31万円	
低所得者Ⅰ(※2)	19万円	

※1 同一世帯の世帯主と国民健康保険被保険者が住民税非課税(低所得者Ⅰを除く)
 ※2 同一世帯の世帯主と国民健康保険被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金所得は控除額80万円)を差し引いたときに0円になる人

■市から通知が届かない人
 次の人は、通知が届かないことがあります。

- 社会保険などに加入中の入居者
- 平成27年8月1日～平成28年7月31日の間に他市区町村から転入した人や医療保険が変った人
- 加入中の医療保険や介護保険取り扱い窓口に問い合わせてください。

注意事項

- 自己負担額には、食費や居住費、差額ベッド代などは含まれません。
- 70歳未満の人の医療費は、1か月21,000円以上の自己負担額を合算の対象にします。
- 負担限度額を超えた金額が500円以下のときは支給されません。

■世帯に70～74歳の人と70歳未満の人が混在するとき
 70～74歳の人が、医療と介護の両方を負担している場合に限り、

① 70～74歳の人の自己負担合算額から、表中の70～74歳の自己負担限度額を差し引き

② ①で適用した自己負担限度額と70歳未満の人の自己負担合算額を足した額から、表中の70歳未満の自己負担限度額を差し引き

③ ①と②で算出した額の合計額がその世帯の支給額になります。

国民健康保険の 限度額適用認定証

入院や高額な外来診療を受けるときは、事前の申請により「限度額適用認定証」の交付を受ければ、窓口での負担が左表の自己負担限度額までとなります。

「限度額適用認定証」は、自動更新ではありません。有効期限後に継続して交付を希望する人は、再度申請が必要となりますので注意してください。

申請方法など詳しくは問い合わせください。

区分	基礎控除後の所得	3回目までの限度額	4回目以降の限度額(※)
ア	901万円超	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
イ	600万円超～901万円以下	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
ウ	210万円超～600万円以下	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
エ	210万円以下	57,600円	44,400円
オ	住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※過去12か月に同一世帯への支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額

国民健康保険加入者の療養費などの給付

国民健康保険加入者 ☎(93) 4083

国民健康保険の被保険者が、下表の事由により医療費の全額を自己負担した場合には、申請によって審査で認められた保険給付分の払い戻しを受けることができます。

申請には、印鑑、世帯主名義の振込先と下表の該当事由の添付書類が必要です。

事由	添付書類
旅行先や急病でやむを得ず保険証なしで医師にかかったとき	領収書、診療報酬明細書
医師が必要と認めたコルセットなどの治療用補装具代を支払ったとき	領収書、明細書、医師が必要性を認めた証明書または同意書
医師が必要と認めたあんま・マッサージ、はり・きゅうの施術料を支払ったとき	領収書、施術明細書、医師が必要性を認めた証明書または同意書
資格証明書で医師にかかったとき	領収書
海外渡航中に医師にかかったとき ※治療目的での渡航は対象外	領収書、診療内容明細書…① 領収明細書…② パスポート(受診時、海外にいたことが確認できるもの) ①・②ともに翻訳が必要です。用紙は、国保年金課にあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。

国民年金保険料の 納付免除・猶予制度

免除制度

経済的な理由で国民年金保険料を納付することが困難なときに、年金機構に申請し承認されると納付が免除されます。

免除申請者、申請者の配偶者、世帯主の前年の所得金額によって、**全額免除、4分の3免除、半額免除、4分の1免除**と段階的に免除される制度になっています。承認された期間は、納付した期間と同様に支給資格期間に換算されます。

納付猶予(50歳未満)

申請者とその配偶者の所得金額のみで審査するため、世帯主の所得金額が多いために通常の免除制度に該当しない人でも承認されやすい制度です。

制度や申請方法など詳しくは、問い合わせください。

国民年金課高齢者医療年金班 ☎(93) 4085

自動車税の滞納処分を強化

県では、自動車税の滞納額の縮減のため、11～3月までを滞納整理強化期間とし、給与、預金、自動車など、資産の差押えを一層強化します。

自動車税が未納の場合は、至急納付ください。



▲自動車の差押え

問い合わせ先

- 県佐倉県税事務所 ☎043(483)1150
- 県総務部税務課 ☎043(223)2127

市内放射線量測定結果

※測定値の単位：マイクロシーベルト/時

測定施設	測定日	測定値			
		0.05 m	0.5 m	1.0 m	
市内公園	日吉台中央公園	11/2	0.06	0.06	0.06
	新木戸大銀杏公園	11/2	0.06	0.07	0.07
	獅子穴公園	11/2	0.05	0.05	0.05
	富里中央公園	11/2	0.05	0.05	0.04
	ふるさと自然公園(A地区)	11/2	0.06	0.07	0.06
その他	市消防本部	11/1	-	0.05	0.06
	市営運動場	11/7	-	0.04	0.04
	市役所駐車場	11/7	-	0.06	0.05
	高野運動広場	11/9	-	0.05	0.09
	日吉台上流調整池	11/8	-	0.12	0.11
七栄調整池	11/8	-	0.15	0.15	

国では、長期的な目標として、追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下(0.23マイクロシーベルト/時)を目指すことが示されています。

環境課環境保全班 ☎(93) 4945

※詳しくは各担当部署へ問い合わせください。

☎(93) 1111